○外務省告示第四百九十三号

「千九百九十五年の国際穀物協定」中の「千九百九十五年の穀物貿易規約」及び「千九百九十九年の食糧援助規約」の有効期間は、それぞれ、平成二十三年六月三十日及び平成二十二年六月三十日まで延長された。

（平成二十一年六月十七日付け国際穀物理事会事務局長書簡）

平成二十一年十月五日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第四百三十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十八条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の登録及び同令第九条第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月五日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録を取り消した養成施設の名称及び所在地	取消年月日
東亜大学医療工学部食品安全工学科食品衛生コース 山口県下関市一の宮学園町二番一号	平成二十一年三月三十一日

○厚生労働省告示第四百三十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月五日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
社団法人日本貨物検数協会	石幡　邦雄	宮﨑　達彦	平成二十一年五月二十八日
財団法人食品分析開発センターSUNATEC	庄司　正	前野　勝佑	平成二十一年六月二日
社団法人県央研究所	髙野　貞子	髙野　雅志	平成二十一年六月四日

○農林水産省告示第千四百三号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第十七条の二の規定に基づき、平成二十一年十月五日付けをもって、次に掲げる法人を家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十四条第一項第一号の証明書を発行することができる法人として指定したので、告示する。

平成二十一年十月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

名称	住所	証明書を発行することができる家畜の種類
ニュージーランド　アニマル　エヴァリュエーション　リミテッド	ニュージーランド国　ハミルトン　ニュースステッド	牛

○農林水産省告示第千四百四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、植物性たん白の日本農林規格（昭和五十一年九月十一日農林省告示第八百三十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年十一月四日から施行する。

平成二十一年十月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年十一月三日以前に行われる植物性たん白の格付については、この告示による改正前の植物性たん白の日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千四百五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、植物性たん白についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月四日から施行する。

平成二十一年十月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件（平成二十一年十月五日農林水産省告示第千四百四号）附則の規定に基づき格付を行う場合における植物性たん白についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ウスターソース類の日本農林規格（昭和四十九年六月二十七日農林省告示第五百六十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年十一月四日から施行する。

平成二十一年十月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前のウスターソース類の日本農林規格により格付の表示が付されたウスターソース類については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第二十九条第一項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ウスターソース類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月四日から施行する。

平成二十一年十月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）